

名張市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則（第2条―第4条）

第3章 市民と議会との関係（第5条・第6条）

第4章 議会と行政との関係（第7条―第9条）

第5章 委員会の活動（第10条）

第6章 政務活動費（第11条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条―第14条）

第8章 議員の政治倫理（第15条）

第9章 最高規範性及び見直しの手続（第16条・第17条）

第10章 雑則（第18条）

附則

地方議会は、市民の直接選挙で選ばれた議員により構成され、二元代表制の下、地方自治体の政策を決定する議事機関及び長その他の執行機関に対する監視機関としての役割を担っています。地方分権の進展とともに、行政需要が多様化する中、多くの諸課題に対し限られた予算の中で地方自治体が自らの責任と判断により決定していかなければならない範囲が拡大しており、地方議会が果たすべき役割と責任はますます重要となっています。

名張市議会は、議会本来の役割を果たしつつ、市民に開かれた議会を目指すとともに、自ら政策提言や政策提案を積極的に行うなど、これまでも先駆的議会改革を行ってまいりましたが、今後、更なる議会機能の強化を図っていく必要があります。

よってここに、地方分権時代にふさわしい議会としての基本理念及び基本方針を定めるとともに、市民福祉の向上のため、全力で市民の負託に応えていくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、名張市議会（以下「議会」という。）が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

（議会の運営原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、運営しなければならない。

- （1）公開性、公正性及び透明性を確保し、真に開かれた議会を目指し、常に議会改革に前向きに取り組むこと。

(2) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。

(3) 議員間の協議による合意を尊重した民主的な議会運営に努めること。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、名張市自治基本条例（平成17年条例第13号）、この条例、名張市議会会議規則（平成8年議会規則第1号）、名張市議会委員会条例（昭和32年条例第10号）等各種例規及び議会における申し合わせ事項を遵守すること。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

(1) 市政全般について市民の意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

(2) 常に自己研さんに努め、質疑及び質問の内容の充実並びに政策立案能力の向上を図り、積極的な条例の提案を行うよう努めること。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会との関係

（市民参加及び市民との連携）

第5条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、市民の意見を政策提案及び政策提言に反映させるため、市民又は団体との意見交換の場を設けることができる。

（広聴広報の充実）

第6条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、紙媒体、ホームページ等の広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、会議等を原則として公開し、障害の有無にかかわらず、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

第4章 議会と行政との関係

（議員と市長等執行機関との関係）

第7条 議会審議における議員と市長等（市長その他の執行機関及びその職員をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式を積極的に活用すること。

(2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、必要に応じて、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し質問すること。

(政策提案及び政策提言)

第8条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。

(議決事件の追加等)

第9条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件の追加等を検討するものとする。

2 議会の議決すべき事件については、名張市議会の議決すべき事件を定める条例（平成16年条例第1号）に定める。

第5章 委員会の活動

(委員会の運営等)

第10条 委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するとともに、政策提案及び政策提言を積極的に行うよう努めなければならない。

第6章 政務活動費

(政務活動費の執行)

第11条 会派及び議員は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策立案のための調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、使途の透明性を確保しなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の機能の強化)

第12条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、審議、審査及び政策立案能力の向上のため、調査研究を行い、積極的な市長等への質疑や議員間討議に努め、議論を尽くしていかななければならない。

(議会事務局の機能の強化)

第13条 議会は、政策立案能力の向上並びに議会活動の円滑化及び効率化を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。

(議会改革の推進)

第14条 議会は、議会改革に不断に取り組むための体制強化に努めなければならない。

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

第9章 最高規範性及び見直しの手続

(最高規範性)

第16条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(見直しの手続)

第17条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、この条例の改正のほか適切な措置を講ずるものとする。

第10章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。